

3) 原水及び浄水検査項目

区分	番号	検査項目名	基準値	検査場所	基本検査頻度	検査回数の減及び省略の可否		検査回数		検査を行う月	
						回数減	省略	原水	浄水	原水	浄水
基礎的性状		色、濁り及び消毒の残留効果			毎日						毎日
病原微生物	基1	一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下		1回/月	不可	不可	年1回(原水全項目)	毎日	7月	毎日
	基2	大腸菌	検出されないこと					年4回(クリプト指標菌)	毎月(基本的項目)	4・7・10・1月	毎月
金属類	基3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して 0.003mg/l以下	●	1回/3ヶ月	②1回/3年まで	③省略可 ④省略可 ③省略可 ④省略可	年1回(原水全項目)	年1回(浄水全項目)	7月	7月
	基4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して 0.0005mg/l以下	●							
	基5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して 0.01mg/l以下	●							
	基6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して 0.01mg/l以下	●							
	基7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して 0.01mg/l以下	●							
	基8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して 0.02mg/l以下	●							
無機物	基9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	●	1回/3ヶ月	不可	不可	年1回(原水全項目)	年4回(消毒副生成物)	7月	4・7・10・1月
	基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して 0.01mg/l以下	●							
	基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	●							
	基12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して 0.8mg/l以下	●							
	基13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して 1.0mg/l以下	●							
有機物	基14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	●	1回/3ヶ月	②1回/3年まで	⑥省略可	年1回(原水全項目)	年1回(浄水全項目)	7月	7月
	基15	1、4-ジオキサン	0.05mg/l以下	●							
	基16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	●							
	基17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	●							
	基18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	●							
	基19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	●							
	基20	ベンゼン	0.01mg/l以下	●							
	基21	塩素酸	0.6mg/l以下	●							
消毒副生成物	基22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下		1回/3ヶ月	不可	不可	年4回(消毒副生成物)	年4回(消毒副生成物)	4・7・10・1月	
	基23	クロロホルム	0.06mg/l以下								
	基24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下								
	基25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下								
	基26	臭素酸	0.01mg/l以下								
	基27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下								
	基28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下								
	基29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下								
	基30	ブロモホルム	0.09mg/l以下								
	基31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下								
	色	基32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して 1.0mg/l以下							
基33		アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して 0.2mg/l以下								
基34		鉄及びその化合物	鉄の量に関して 0.3mg/l以下								
基35		銅及びその化合物	銅の量に関して 1.0mg/l以下								
味	基36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して 200mg/l以下	●	1回/3ヶ月	③省略可	年1回(原水全項目)	年1回(浄水全項目)	7月	7月	
色	基37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して 0.05mg/l以下								
味	基38	塩化物イオン	200mg/l以下		1回/3ヶ月	①1回/3ヶ月まで	不可	年1回(原水全項目)	毎月(基本的項目)	7月	毎月
	基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	●							
泡	基40	蒸発残留物	500mg/l以下	●	1回/3ヶ月	②1回/3年まで	③省略可	年1回(原水全項目)	年1回(浄水全項目)	7月	7月
	基41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	●							
臭い	基42	ジェオスミン	0.0001mg/l以下		発生時に1回/月	不可	⑧省略可	年1回(原水全項目)	年4回(基準値1/5超過)	7月	4・7・10・1月
	基43	2-メチルイソボルネオール	0.0001mg/l以下								
泡	基44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	●	1回/3ヶ月	②1回/3年まで	③省略可	年1回(原水全項目)	年1回(浄水全項目)	7月	7月
	臭い	基45	フェノール類	フェノールの量に換算して 0.005mg/l以下							
味	基46	有機物等(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/l以下		1回/3ヶ月	①1回/3ヶ月まで	不可	年1回(原水全項目)	年1回(浄水全項目)	7月	7月
	基47	PH値	5.8以上8.8以下								
基礎的性状	基48	味	異常でないこと		1回/月	①1回/3ヶ月まで	不可	年1回(原水全項目)	毎月(基本的項目)	7月	毎月
	基49	臭気	異常でないこと								
	基50	色度	5度以下								
	基51	濁度	2度以下								
P F A S		ペルフルオロオクタンルホン酸(PFOA)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	0.00005mg以下 (暫定)					年1回(P F A S)		8月	
クリプト		嫌気性芽胞菌						年4回(クリプト指標菌)		4・7・10・1月	
		クリプトスポリジウムオーシスト						年1回(クリプト)		7月	

検査場所で●印が記載されている項目については、送水及び配水施設内で濃度が上昇しないと認められる場合、給水栓以外の箇所(浄水施設出口、送水及び配水施設)での採水が可能

- 注：①自動測定・記録をされている場合、1回/3ヶ月まで検査回数の減少可
 ②一定の水質が確保されている場合、過去3年間で基準値の1/5以下の場合1回/年まで、1/10以下の場合1回/3年まで検査回数の減少可
 ③過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、水源周辺状況から検査を行う必要がない場合は省略可
 ④過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、水源周辺状況及び薬品、資機材の使用状況から検査を行う必要がない場合は省略可
 ⑤過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、水源周辺状況から検査を行う必要がない場合は省略可(海水を使用する場合は不可)
 ⑥過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、水源周辺状況(地下水を使用する場合は近傍の地下水状況)から検査を行う必要がない場合は省略可
 ⑦過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、水源周辺状況から検査を行う必要がない場合は省略可(浄水処理にオゾン処理、消毒に次亜塩素酸を用いる場合は不可)
 ⑧過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、水源周辺状況(湖沼等の停滞水源を使用する場合は、藻類の発生状況など)から検査を行う必要がない場合は省略可